随意契約理由書

業務名：大阪府立中河内救命救急センターアンギオ室内空調機器改修工事

大阪府立中河内救命救急センターは中河内医療圏で唯一の災害拠点病院に指定されており、3次救急医療機関としての役割も担っている。そのため、設備不具合による運営停止が起きないよう、常日頃より設備の安定稼働が求められる。

今回工事の対象となる血管造影室（以下、「アンギオ室」という。）に設置された血管造影X線診断装置システム（以下、「アンギオ装置」という。）は、使用時に大量の熱を放出するため、専用の空調機器（以下、「冷却機」という。）による冷却が不可欠である。

また、アンギオ装置の安定稼働を確保するため、アンギオ室内は24時間365日、常時冷却機による温度管理がなされているところである。

この度、アンギオ室内の冷却機が1台故障し、応急処置としてスポットクーラーを設置しているが、十分な冷却がなされていない状況である。

さらに、冷却機設置後10年が経過し、メーカーの部品供給も停止していることから、冷却機が故障した際、修繕が困難であり、更新による対応が不可欠となっている。

残る2台のうち1台でも冷却機が故障した場合、アンギオ装置が使用不可となり、患者の受入体制に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、入札手続き等を行う暇がなく、随意契約により迅速に工事を行う必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び大阪府財務規則の運用第62条関係第1項第4号の規定に基づく随意契約を行う。

なお、契約締結先となるノイロ空調企画株式会社は大阪府財務規則第62条の比較見積により、安価であった事業者を採用するもの。